

秋田市旅館建築に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、旅館業を目的とした建築物のうち、一般的な形態と認めがたい旅館・ホテルの建築に関し必要な規制を行うことにより、良好な生活環境の実現を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅館業 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する「旅館・ホテル営業」、同条第3項に規定する「簡易宿所営業」をいう。
- (2) 一般的な形態と認めがたい旅館・ホテル 第1号に掲げる旅館業のうち、次に掲げる構造および設備を有しない施設又は建築物の外観等が地域と不調和なもの
 - イ 玄関
 - ロ フロント又はこれに類する部分
 - ハ ロビー又はこれに類する部分
 - ニ 食堂又はこれに類する部分（食堂又はこれに類する部分の床面積は、宿泊室1室当りおおむね2平方メートル以上とする。ただし、その床面積が50平方メートルを超えるときはこの限りでない。）および調理室
 - ホ フロントと客室を結ぶ共用廊下

(旅館建築計画の届出)

第3条 旅館業を目的とした建築物を建築（用途変更を含む。）しようとする者（以下「建築主」という。）は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請書の提出又は同法第6条の2第1項の規定による確認の申請を行う20日前に、旅館建築計画届出書（第1号様式。以下「届出書」という。）を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出書を受理したときは、審査のうえ、旅館建築審査結果通知書（第2号様式）により、審査結果を建築主に通知するものとする。

(標識の設置)

第4条 建築主は、周辺住民に対し当該建築物に係る計画の周知を図るため、当該建築物の敷地の見やすい場所に標識（第3号様式）を設置しなければならない。

2 前項の標識設置期間は、届出書を提出した日から建築基準法第7条第1項又は同法第7条の2第1項の規定による工事の完了の申請をする日までの間とする。

(建築規制)

第5条 市長は、建築主から第3条第1項の規定に基づく届出書が提出されたときは、当該建築物が一般的な形態と認めがたい旅館・ホテルに該当すると認められ

る建築物であって、その位置が次の各号の1に該当するときは、建築主に対し、計画の変更その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する商業地域以外の地域
- (2) 教育文化施設および福祉施設の付近（これらの敷地周囲おおむね200メートル以内の地点。）
- (3) 学校長等が指定する通学路・通園道路の付近（これらの道路の沿線からおおむね100メートル以内の地点。）
- (4) 公園広場の付近（これらの敷地周囲おおむね100メートル以内の地点。）
- (5) その他市長が不相当と認めた場所
（勧告）

第6条 市長は、第1条の目的に違反する建築主に対し、行政上必要な勧告を行うことができる。

（委任）

第7条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和56年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、昭和56年10月1日（以下「施行の日」という。）以後に申請のあった申請書から適用し、施行の日以前に申請のあった申請書については、なお従前の例による。
- 3 昭和52年4月1日実施の秋田市旅館建築に関する指導要綱は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成2年10月1日（以下「施行の日」という。）以後に申請のあった申請書から適用し、施行の日以前に申請のあった申請書については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成12年9月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。